北海道アウトドア活動振興条例の概要

総則(第1条-第6条) 1

目 的 (第1条) 的 アウトドア活動の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民等、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とのふれあいを通じて心の豊か 策を総合的かつ計画的に推進し、もって人とし さと潤いを実感できる社会の実現に寄与する。

(第2条)

「アウトドア活動」、「アウトドアガイド」、「アウトドア事業者」

基本理念 (第3条)

「人と自然との共生」、「地域に根ざした個性豊かな人材の育成及び確保」、 「北海道らしいライフスタイルの形成並びに関連する産業活動の活発化」

道の責務(第4条)

- ○アウトドア活動の振興に 関する総合的かつ計画的
- る施策の策定及び実施 ○国及び市町村との緊密な

道民等の役割(第5条)

- ○道民は
- 配慮

ガイド及び事業者の役割 (第6条)

- 活動等に配慮 一定業活動等に配慮 一定業活動を行う 一定業活動を行う 大力する安全の確保、 が環境の保全等のために が環境に 必要な指導

アウトドア活動の振興に関する基本的施策(第7条-第14条)

- 動の振興に取り組むために必要な推進体制の整備 ○財政上の措置(第14条) ・アウトドア活動の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置

3 附則

- - ・公布の日から施行する。